

[失効再交付] 講習受講申込書

一般財団法人 日本船舶職員養成協会 殿

●下記のとおり [失効再交付] 講習の受講等を申し込みします。

海技士（航海・機関・通信）等の海技免状をお持ちの方は、コピーを添付して下さい。

※海技士（航海・通信・機関）等の海技免状を紛失された方のみ
下記へご記入下さい。

・受講資格の種類： 級 海技士（航海・通信・機関）
フリガナ
・氏 名： _____
・生年月日：（大・昭・平） 年 月 日
・本籍（都道府県名）： _____

※変更事項があれば記入して下さい。

・本籍（都道府県名）
変更前 _____
↓
変更後 _____

・氏名
旧 姓 _____
↓
フリガナ
新 姓 _____

〒 _____ 電話（ _____ ）

◎住民票に記載されている現住所 _____ 性別： 男・女

◎受講希望年月日及び開催地
年月日及び開始時間： 令和 年 月 日 （ 時 分 ～ ）
開催地（市町村名）： _____ 市・町・村

◎申込み事項等（該当する箇所に「レ」マークを付けてください。）

1. 受講する講習の種類[上級(航海・機関)－1～3級、(航海・機関)－4～6級、通信－電子通信含む]

失効再交付講習（※注 長期失効再交付講習とは、有効期限が切れてから5年以上経過した人が対象となる講習です。）
（ 上級航海 航海 上級機関 機関 ）長期失効再交付講習
（ 上級航海 航海 通信 上級機関 機関 ）失効再交付講習

身体検査証明書（第7号様式）の本紙を講習日に必ず持参してください。※船員法指定医の医療機関（詳細については、運輸局へお問い合わせください。）で受診されたものに限りです。
（重要）制度改正による身体検査証明書の取扱いの変更について
従前は、更新・失効再交付講習を受講する場合、医師または講習機関で「身体検査証明書」を発行できましたが、平成26年4月1日以降は、「船員法の指定医師が発行する身体検査証明書」が必要になります。従いまして、平成26年4月1日以降は、講習機関で身体検査を実施できなくなりました。講習を申し込まれる方は、事前に「船員法指定医の発行する身体検査証明書」をご自身で取得して下さい。
（※注 指定医で受診された身体検査証明書は、受講等申込書と一緒にコピーを添付して下さい。）

2. 再交付の申請手続きについて
（※講習終了後、運輸局へ再交付手続きをしなければなりません。運輸局への申請手続きは、本人または海事代理士が行うこととなりますので、下記のいずれかを選択してください。）

海事代理士（有料）へ依頼する 本人が行う 本人が郵送により行う

氏名： _____

(注1) 当社は、申込者が受講申込書に記載された申込者に係る個人情報取得し、利用し、かつ個人データ内容の正確性の確保並びにこれらの保護を致します。
(注2) 申込者は、氏名欄について、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。